

○ 事業の平準化を図る観点から、国土交通大臣に提出された社会資本整備総合計画に係る交付金事業等において、地方公共団体が債務負担行為を設定し事業を実施することも可能。  
 (過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができる。)

【債務負担行為の活用の例】

**単年度で実施**

	H28年度工事	
県費	(200)	
国費		

**二カ年県債の活用  
(実績あり)**

債務負担行為  
の活用

**ゼロ県債の活用**

	H27年度工事	H28年度工事
県費	10	(180)
国費	10	
例: 12月議会 県債務負担行為の設定 (H27-28) 上程		
↓ 交付金示達後		
県費	10	90
国費	10	90

	H27年度工事	H28年度工事
県費	0	(200)
国費	0	
例: 12月議会 県債務負担行為の設定 (H27-28) 上程		
↓ 交付金示達後		
県費	0	100
国費	0	100

※ 債務負担行為を設定することに対し、交付金の配分を保証するものではない。